平成２３年（フ）第８３５号
千葉県習志野市実籾４丁目18番21号
債務者　坊野　裕司
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５０号
千葉県船橋市新高根５丁目７番23号
債務者　佐藤　　實
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５１号
千葉県船橋市新高根５丁目７番23号
債務者　佐藤　清子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８８７号
千葉県船橋市新高根６丁目19番６号　エクセレントヒルズ新高根301号
債務者　小田　祐司
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８９８号
千葉県船橋市芝山３丁目26番１―102号
債務者　小野富美子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９３１号
千葉市緑区おゆみ野中央４丁目30番地１　サンヴィレッジおゆみ野Ｃ―102号
債務者　池田　直樹
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９３６号
千葉県船橋市咲が丘４丁目34番11棟３号
債務者　宇野澤徳子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９６０号
千葉県船橋市飯山満町２丁目517番地２　ソレアード飯山満401号
債務者　川田　久恵
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９６４号
千葉県市川市本塩19番14―203号　タイガーハイツ
債務者　鈴木　章夫
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９７９号
千葉県市原市五井西２丁目１番地６
債務者　大島　美加
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９９４号
千葉県市川市南八幡２丁目１番14―303号　エトワール本八幡
債務者　秋山　晴美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１００８号
千葉県市川市福栄１丁目23番13号　吉沢方
債務者　戸部ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１０１５号
千葉県市川市柏井町１丁目1781番地　エクレーヌＡ―201
債務者　竹澤　弘美（旧姓平井）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７２号
愛知県日進市浅田町上ノ山16番地１　上ノ山ハイツ103
債務者　牛田　浩泰
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４２号
愛知県小牧市中央３丁目147番地　サントル・中嶋201号
債務者　井上　敏文
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８９６号
名古屋市中区千代田５丁目７番15号　アーバニア千代田1909号
債務者　奥田　　豊
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０６号
滋賀県東近江市五個荘石馬寺町401番地３、主たる営業所の所在地滋賀県彦根市銀座町４―26
債務者　タイタイペットこと　矢田　　稔
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大津地方裁判所彦根支部